平成２５年（フ）第１２９４２号
東京都大田区北千束２丁目21―２―205
債務者　泉　　貴博
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９５１号
東京都板橋区常盤台２丁目30―８―207
債務者　外園　順子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９５２号
東京都足立区鹿浜２丁目９―13―301
債務者　保坂　奈美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４号
熊本県天草市河浦町宮野河内3662番地２
債務者　矢田　文徳
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午前11時15分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１１５７５号
東京都世田谷区弦巻５丁目19―13―201
債務者　戸加里宏子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１９号
東京都葛飾区亀有２丁目61―４―601　グランシャリオ
債務者　宇津木綾子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８２５号
東京都江戸川区船堀５丁目２―７―105
債務者　山口　正行
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５９号
千葉県木更津市東太田４丁目６番１号
破産者　有限会社和楽路
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１５３４号
東京都杉並区成田西３丁目20―43―305
破産者　浦　宗一郎
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目35番１号、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市紫原２丁目12番９号
破産者　株式会社まるいストア
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
北海道紋別郡興部町字興部85番地４
破産者　北竜建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７号
北海道旭川市宮下通18丁目606番地５
破産者　株式会社カーライフシステム
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８０２号
東京都小平市学園西町２丁目13番22―801号
破産者　北浦　州一
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第１８８号
岐阜県大垣市本今３丁目215番地１
破産者　荒川商事株式会社
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３３６６号
神戸市西区見津が丘１丁目18番地
破産者　東向ファシリティマネジメント合同会社
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４号
最後の住所神戸市須磨区道正台１丁目１番８―403号、前住所大阪市淀川区西宮原２丁目５番31―405号
破産者　亡川田光江相続財産
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３０号
兵庫県三木市別所町小林657番地
破産者　株式会社アイエムティー
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２１号
神戸市西区玉津町田中622番地の１
破産者　有限会社ファーストタイム
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
岡山県総社市中央６丁目９―113
破産者　ジェーピー物流有限会社
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係